

社会医療法人仁生会

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～ 令和10年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：時間外勤務労働を年間15%削減する。

<対策>

- 令和5年4月～ 所属長及び職員へ計画周知、具体的方策の検討を行う
各年度 時間外労働時間の検証と達成できない場合の調査、対策立案

目標2：個人の有給取得率50%以上にする。

<対策>

- 令和5年4月～ 所属長に対して個人による取得のばらつきのないよう啓蒙
個人取得率の把握及び取得率に差がある場合の注意喚起
達成できていない場合の調査、対策立案